

# 特定金属くず買受け業の手続について

## 1 営業開始届

特定金属くず買受け業を営もうとする場合は、**営業開始届を営業開始の前日までに、営業所を管轄する警察署に届け出る必要があります。**

提出の際に必要な添付書類は以下のとおりです。

※**届出前3か月以内に作成したものであること**

### 【個人の場合】

- 営業所及び特定金属くずの保管場所の平面図並びにそれらの周囲の略図
- 住民票の写し（日本人である場合は本籍、外国人である場合は国籍等が記載されたもの。個人番号の記載は不要）

### 【法人の場合】

- 営業所及び特定金属くずの保管場所の平面図並びにそれらの周囲の略図
- 代表者の住民票の写し（日本人である場合は本籍、外国人である場合は国籍等が記載されたもの。個人番号の記載は不要）
- 定款の謄本
- 登記事項証明書

## 2 届出事項変更届出書

営業開始届出書の記載事項に変更が生じた場合には、**届出事項変更届出書を変更の日から14日（登記事項証明書を添付する届出の場合は20日）以内に、届け出る必要があります。**

### 【変更届出を要する事項】

- ① 個人の氏名、住所
- ② 法人の名称、所在地
- ③ 法人代表者の氏名
- ④ 営業所の名称
- ⑤ 営業所の電話番号、電子メールアドレス等の連絡先
- ⑥ 特定金属くずの保管場所の所在地

※必要となる添付書類は、営業開始届の際に提出したもののうち、変更事項に係るものを準備する必要があります。

※営業所の所在地を変更する場合は、変更届ではなく、新たに営業所の所在地を管轄する警察署に営業開始届出書を提出する必要があります。

### 3 廃止届

特定金属くず買受業を廃止するときは、営業廃止届を廃止の日から14日以内に、営業所の所在地を管轄する警察署に届け出る必要があります。

### 4 義務

#### ○ 氏名等の表示

届出後は、営業所の入り口等の通行する人にとって見えやすい場所に明瞭かつ読みやすい大きさで

- ① 氏名又は名称
- ② 届出をした公安委員会
- ③ 届出番号

を表示する必要があります。

以下の様式が標準の様式となります。法令に規定されている事項が網羅されていれば、必ずしもこの様式による必要はありません。

特定金属くず買受業	
開始届出書を提出した公安委員会	公安委員会
届出番号等	第 号
氏名又は名称	
営業所の名称	

## ウェブサイトへの表示

営業者のウェブサイトのトップページ等消費者の目につきやすい箇所に、上記①～③を明瞭に表示する必要があります。

ただし、従業員数が5人以下の場合、ウェブサイトを有していない場合は、表示義務が免除されます。

特定金属くずの買受業に係る届出一覧表

種別	内容	提出先	届出期日
営業開始届書 (別記様式第1号)	特定金属くず買受業を営もうとする場合	営業所の所在地を管轄する警察署	営業開始の前日
届出事項変更届出書 (別記様式第3号)	営業開始届書の記載事項の ・ 氏名、住所 ・ 法人の名称、所在地 ・ 法人代表者の氏名 ・ 営業所の名称 ・ 営業所の電話番号、電子メールアドレス等の連絡先 ・ 特定金属くずの保管場所の所在地 に変更が生じた場合		変更の日から14日以内(届出に登記事項証明書を添付する場合は、20日以内)
営業廃止届出書 (別記様式第2号)	特定金属くず買受業を廃止する場合		廃止の日から14日以内

特定金属くずの買受業届出添付書類一覧

届出種別		必要添付書	届出書	法人		居住地記載の写し(本)	並びに保管場所の周囲の略図	その他
				定款の謄本	登記事項証明書			
営業開始届出	法人		1号	○	○	○	○	は合営業同一 、は業一 、所公 部内安 を容つ委 添がいて員 付同、会 す一、内 ればなる時 足る届出 り添付を 。書行 類う 場の
	個人					○	○	
営業事項変更届出	個人の氏名、住所		3号			○		
	法人の名称、所在地				○			
	法人代表者の氏名				○	○		
	特定金属くずの保管場所の所在地						○	
	営業所の名称			不要				
	営業所の電話番号、電子メールアドレス等の連絡先に係る事項		不要					
営業廃止届出			2号	不要				